

調 査 の 概 要

工業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

平成 25 年工業統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査として実施しました。

3 調査期日及び期間

平 25 年工業統計調査は、平成 25 年 12 月 31 日現在で実施しました。

4 調査の範囲

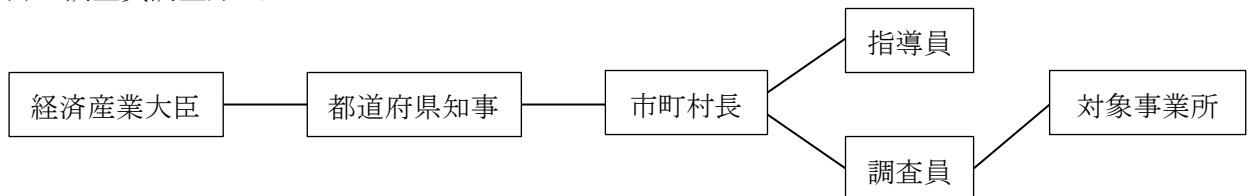
日本標準産業分類による「大分類 E－製造業」に属する従業者数 4 人以上の事業所（国に属する事業所及び製造加工を行っていない本所等を除く。）です。

5 調査の方法

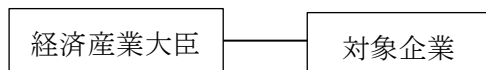
従業者 30 人以上の事業所は「工業調査票甲」、従業者 4 人以上 29 人以下の事業所は「工業調査票乙」を用い、報告者の自計申告により調査しています。

6 調査の系統

(1) 調査員調査方式



(2) 本社一括調査方式



(3) 国直送調査方式



利 用 上 の 注 意

1 集計

- (1) この調査報告書は、平成 25 年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」について、姫路市が独自集計したものです。
- (2) 調査期日現在において、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所、並びに休業中の事業所は集計に含まれません。
- (3) 平成 23 年における数値は「平成 24 年経済センサスー活動調査」の調査結果のうち、工業統計調査と時系列比較を行うために、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものです。
 - ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、平成 23 年における数値は、「平成 24 年経済センサスー活動調査」の調査時点が平成 24 年 2 月 1 日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分があります。

- (4) 姫路市は、平成 18 年 3 月 27 日に家島町、夢前町、香寺町及び安富町と合併しましたが、合併以前の調査結果については、合併した 4 町の数値を含んでいません。

2 産業分類

この調査で用いる産業分類（中分類）について、この報告書における略称は次のとおりです。

日本標準産業分類 E－製造業 分類・略称一覧

産業分類	略称
09 食料品製造業	食料品
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11 繊維工業	繊維
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
13 家具・装備品製造業	家具・装備品
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15 印刷・同関連業	印刷
16 化学工業	化学
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭製品
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック製品
19 ゴム製品製造業	ゴム製品
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品
21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品
22 鉄鋼業	鉄鋼
23 非鉄金属製造業	非鉄金属
24 金属製品製造業	金属製品
25 はん用機械器具製造業	はん用機械
26 生産用機械器具製造業	生産用機械
27 業務用機械器具製造業	業務用機械
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
29 電気機械器具製造業	電気機械
30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32 その他の製造業	その他

3 集計項目の変更等

- (1) 平成 19 年の対前年増減率は、平成 19 年に脱漏事業所及び構内請負事業所の補足作業を行ったため、「事業所数」「従業者数」は、当該補足事業所を除いた数値で算出しています。
- (2) 平成 19 年調査から、製造業の実態をよりの確に捉えるため、製造以外の活動も含めた調査内容にしました（製造品出荷額等に「その他収入額（転売収入など）」を、原材料使用額に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加）。
そのため、「製造品出荷額等」「付加価値額」については、平成 18 年以前の数値と接続しません。

4 用語の説明

- (1) 事業所数、従業者数は、平成 25 年 12 月 31 日現在の数値です。
- (2) 従業者数は、常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計です。
- (3) 現金給与額は、平成 25 年 1 年間に常用労働者に対し、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与の額との合計です。
その他の給与とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などです。
- (4) 原材料使用額等は、平成 25 年中における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計です。
- (5) 製造品出荷額等は、平成 25 年中における製造品出荷額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額、加工賃収入額及びその他収入額（転売収入、修理料収入等）の合計です。
- (6) 製造品出荷額は、自己の所有に属する原材料によって製造された製品の出荷額です。
- (7) 加工賃収入額は、他の企業の所有に属する原材料又は製品に賃加工して受け取った加工賃です。
- (8) その他収入額は、「製造品出荷額」及び「加工賃収入額」以外の収入（製造業以外の収入）です。
- (9) 「製造品」、「半製品及び仕掛品」、「原材料及び燃料」の在庫額の年初とは平成 25 年 1 月 1 日現在、年末とは平成 25 年 12 月 31 日現在のことです。
- (10) 有形固定資産は、建物、構築物、機械、装置、各種運搬具、器具、備品類及び土地をいい、年初現在高は、平成 25 年 1 月 1 日現在の帳簿価額です。
- (11) 有形固定資産除却額は、平成 25 年中に、売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額です。
- (12) 有形固定資産減価償却額は、平成 25 年中に減価償却費として有形固定資産勘定により控除した金額又は減価償却引当金として計上された金額です。
- (13) 事業所敷地面積及び建築面積は、平成 25 年 12 月 31 日現在の面積です。
- (14) 工業用水は、事業所内で工業生産に使用される操業 1 日当たりの用水量です。

5 集計の算式

(1) 生産額

$$\begin{aligned} 30 \text{人以上 (甲)} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + \\ &\quad (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + \\ &\quad (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ 4\sim 29 \text{人 (乙)} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \end{aligned}$$

(2) 付加価値額

30人以上(甲) = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額^{*1} + 推計消費税額^{*2}) - 原材料使用額等 - 減価償却額

4～29人(乙) = 粗付加価値額

〔粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等〕

※1「消費税を除く内国消費税額」は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計です。

※2「推計消費税額」は、平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したもので、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分、原材料、設備投資を除いています。

(3) 有形固定資産

年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額

投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

6 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

ア 製造品が単品のみの事業所は、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。

イ 製造品が複数にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号(中分類)が同じ品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁の番号を決定します。次に、その決定された2桁の番号のうち、上記と同様な方法で3桁番号(小分類)、さらに4桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付を行っています。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に作業工程、機械設備等により産業を決定する場合があります。

7 記号及び注記

(1) この報告書における符号の用法は次のとおりです。

「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表しています。

「X」はその数値の該当事業所数が1又は2の事業所であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあることから、秘匿した箇所です。

また、事業所数が3以上の事業所に関する数値でも、前後の関係から秘匿した数値が判明する場合は秘匿しています。

(2) 統計表は、単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

8 小学校の校区集計

この報告書における「小学校の校区」とは、姫路市立学校校区規則に規定する小学校の校区です。なお、工業統計調査の調査区と小学校の校区の地域区分が完全に合致しない地域もあることから、集計結果は参考値となります。

姫路市小学校区概略図

